

業務の運営に関する規定

事業所名 株式会社 BREXA SOLVIA

第1 求人

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、又は電子メールでも差し支えありません。

- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求職

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来所出来ない時は、郵便、電話、電子メール又は 本所ホームページからの申込みでも差し支えありません。

第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明

示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

【苦情相談窓口】

株式会社BREXA SOLVIA

人材開発部

電話：03-6675-3638

メール：bsol-agent@brexa.com

受付時間：平日9:00～18:00

- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、専門的・技術的職業です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

職業紹介責任者 森 大介

許可番号

13-ユ-309573

事務所の名所及び所在地 株式会社 BREXA SOLVIA

東京都新宿区新宿四丁目 3 番 25 号

■紹介手数料に関して

職業安定法に基づき、厚生労働省に届け出ている手数料率を下記のとおり明示しております。

実際に適用する手数料につきましては、契約書等により、下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

サービスの種類及び内容：

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス(職業紹介サービス)

手数料の額及び負担者：

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を上限として、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。なお、手数料負担者はいずれも求人者とします。

1. 期間の定めのない雇用契約紹介の場合

当該休職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 100%(消費税相当分を含む。)または 2,000,000 円のいずれか高い方。

2. 期間の定めのある雇用契約紹介の場合

当該休職者の就職後、雇用契約期間中(雇用が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 100%(消費税相当分を含む。)または 2,000,000 円のいずれか高い方。

(注)「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

■返戻金制度に関して

当社の紹介により採用決定者(求職者)が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還する制度を設けています。

※ただし 返戻金制度は、有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。

入社日より 1 か月以内で退職した場合 紹介手数料の 80%返金

入社日より 3 ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 30%返金

(日数は、在籍日数である、出勤日数ではないものとする。)

ただし、求人者の採用決定者(求職者)に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なること、又は労働基準法等の法令違反に起因する退職の場合は、紹介手数料を返還しないこととします。